

「交通資源データベース構築事業」業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年8月25日

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	要領 3 参加資格要件	申請会社を代表会社とした共同企業体での参加は可能でしょうか。可能な場合、業務実績調書については代表企業の実績だけでなく、共同企業体参加企業の実績も記載することは可能でしょうか。	共同企業体によるプロポーザルへの参加は可能です。 その場合、要領で定める「3 参加資格要件」のうち(1)以外の要件については、共同企業体を構成するすべての企業が要件を満たす必要があります。 また、業務実績調書について、前述のとおりすべての企業が要件を満たしていることを確認するため、すべての企業の実績を記載し、備考欄に企業名を記載してください。
2	要領 6 参加手続き等 (5)企画提案書等の提出 ①提出書類	テーマ2について、調査項目を記載した調査票(任意様式)を作成することとなっておりますが、こちらは様式6のA4番3ページ以内に収める必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書 3 業務の内容 (1)業務実施の準備	スケジュールですが、輸送資源データの分析・活用業務が11月末までとあるので、調査業務もそれ以前に終わらせる必要があるという認識でよろしいでしょうか。	調査業務については、調査対象者からの回答がすべて11月末までに提出されることはない想定しているため、必要に応じて調査業務は12月以降も継続されると考えています。 そのため、輸送資源データの分析・活用業務は、11月末までに整理したデータに基づき実施していただくことになります。

「交通資源データベース構築事業」業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年8月25日

No.	質問項目	質問内容	回 答
4	仕様書 3 業務の内容 (2)県内の輸送資源の実態調査(総点検) ①調査対象とする輸送資源	調査対象とする輸送資源の該当事業者・施設(福祉施設、学校、民間企業等)の対象リストや連絡先一覧は県よりご提供いただけるのでしょうか。 ご提供いただけない場合、事業者側で調査可能な範囲までという認識でよろしいでしょうか。	対象リスト及び連絡先一覧について、各所管課が県ホームページにおいて公開しているデータを参照してください。
5	仕様書 3 業務の内容 (2)県内の輸送資源の実態調査(総点検)	幅広い分野の事業者や施設に対して実態調査を行うにあたり、民間企業単独の依頼では十分な信用や回答率を得ることが難しいと想定されます。実効性のある調査とするため、県の関係各部署から調査対象者への事前の協力依頼(通知文の発出等)や、必要に応じた重要先への同行訪問など、伴走してご支援いただくことは可能でしょうか。	回答率が上がるよう、県の関係部署と調整します。 伴走支援の内容については、契約締結後、協議の上で決定します。
6	仕様書 3 業務の内容 (2)県内の輸送資源の実態調査(総点検) ②各輸送資源に対する調査項目の整理・調査票の作成	民間企業や施設が保有する「車両タイプ」について、あらかじめ県で想定されている選択肢(例:大型バス、中型バス、マイクロバス、ワゴン、セダン、軽自動車など)はありますでしょうか。 また、今回の調査対象とする車両について「規模や仕様」に下限(制限)はありますか。(「乗車定員が〇名以上のマイクロバスやミニバンに限定する」「一般の乗用車タイプの社用車は除外する」など)	選択肢は用意していません。 あらゆる輸送資源を漏れなく調査するため、調査対象となる車両の規模や仕様に制限は設けていません。

「交通資源データベース構築事業」業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年8月25日

No.	質問項目	質問内容	回 答
7	仕様書 3 業務の内容 (2)県内の輸送資源の実態調査(総点検) ③調査の実施(調査表の配布・回収)	アンケート回収方法は事業者提案で問題ないでしょうか。またアンケート回収目標数はありますでしょうか。	事業者提案で問題ありません。 アンケートの回収目標数はありませんが、事業効果を高めるためにも、できる限り多くのアンケート数を回収していただきたい。
8	仕様書 3 業務の内容 (2)県内の輸送資源の実態調査(総点検) ③調査の実施(調査表の配布・回収)	交通事業者以外の民間施設や企業へのアンケート回答率を向上させるため、熊本県様名義での調査協力依頼文書(公文書)の発行およびWeb回答フォームへのリンク掲載等のご協力をいただくことは可能でしょうか。	可能です。
9	仕様書 3 業務の内容 (3)「くまもとデータ連携基盤」に登録するための輸送資源データの作成、分析及び活用方法の洗い出し	仕様書では(3)②の業務は2026年11月末に完了させるよう求められていますが、(3)①業務の完了も11月末であることが求められますでしょうか。	調査業務については、調査対象者からの回答がすべて11月末までに提出されることはない想定しているため、必要に応じて調査業務は12月以降も継続されると考えています。 そのため、輸送資源データの分析・活用業務は、11月末までに整理したデータに基づき実施していただくことになります。

「交通資源データベース構築事業」業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年8月25日

No.	質問項目	質問内容	回 答
10	仕様書 3 業務の内容 (3)「くまもとデータ連携基盤」に登録するための輸送資源データの作成、分析及び活用方法の洗い出し ②輸送資源データの分析、活用	「整理したデータに基づき輸送資源の共有化・再配置の実現可能性の洗い出しについては、令和8年(2026年)11月末までに完了させること。」とありますが、元となる①輸送資源のデータ作成自体も11月末までに完了する必要があるという認識で良いでしょうか。整理データがあって分析を行うものと想定しております。	調査業務については、調査対象者からの回答がすべて11月末までに提出されることはない想定しているため、必要に応じて調査業務は12月以降も継続されると考えています。そのため、輸送資源データの分析・活用業務は、11月末までに整理したデータに基づき実施していただくことになります。
11	仕様書 4 打合せ協議	すべての打ち合わせは対面でしょうか。オンライン参加も可能でしょうか。	すべての打合せが対面である必要はありません。業務の進捗状況や会議の目的に応じて、オンラインの活用も可能です。ただし、以下の点にご留意ください。 ・キックオフミーティングや意思決定を伴う協議等、内容によっては対面での実施をお願いする場合があります。 ・オンライン会議を使用する場合は、委託者が利用可能なツールを受託事業者側でご準備、ご対応いただきます。 ・打合せ協議の実施方法については、契約締結後、協議の上で決定します。
12	仕様書 7 その他	「(5)受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」とありますが、受託事業者の直接の指揮命令下で業務に従事する『派遣社員』を活用した実施体制は、内製リソースとして適正と認められる認識でよろしいでしょうか。また、事前に県の承諾を得られれば第3者への再委託は可能になりますでしょうか。	受託事業者の直接の指揮命令下で業務に従事する派遣社員の活用は、第三者への再委託(再請負)には該当しないため、内製リソースとして認められます。本事業は、第三者への再委託はできません。

「交通資源データベース構築事業」業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年8月25日

No.	質問項目	質問内容	回 答
13	仕様書 7 その他	基本仕様書において、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることが禁止されています。一方で、業務を円滑に進めるため、特定の専門的知見やリソースを持つ外部の専門家・企業等を、都度プロジェクトの実施体制(座組)に組み込んで業務を遂行することは可能でしょうか。可能な場合、どのような形態(アドバイザー契約、共同企業体など)であれば認められるかご教示ください。	下請けとして外注することはできないため、例示されているアドバイザー契約は原則認められません。なお、例示されている共同企業体は第三者への再委託(再請負)に該当しないため、認められます。
14	仕様書(全般) 関係機関との連携について	本業務の遂行にあたり、共同経営推進室など、県の既存の関連組織や会議体に対して、調査への協力や情報提供などを仰ぐことは可能でしょうか。	県(交通政策課)から協力依頼などできる限りの調整を行います。詳細は、契約締結後、協議の上で決定します。